

令和7年度 袋井のびやか保育園 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	合同会社のびやか
代表者氏名	代表社員 尾池 仁美
法人の所在地	袋井市徳光36-1
法人の電話番号	0538-31-8338

2. 利用施設

施設の種類	小規模保育A型
施設の名称	袋井のびやか保育園
所在地	袋井市堀越3丁目1-3
電話番号	0538-86-6020
管理者名	藤森 千津江
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 5名
	1歳児 3号 7名
	2歳児 3号 7名
認可年月日	平成28年10月1日（家庭的）、令和2年4月1日（小規模）

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	のびやか保育園は、人間形成において極めて大切な時期である乳幼児のお子様を大切にお預かりし、お母さん・お父さんと共に子どもの良き理解者として、また、子どもの無限の可能性を引き出し、育むために、最良の保育サービスと幼児教育を提供することを目標とします。
理念	保育理念 ・保育者としての資質並びに専門性の向上に常に努めるとともに、豊かな愛情をもって子どもに寄り添い、共感し、また、一人ひとりの興味と発達に応じた働きかけを行うことで、子どもの人への信頼関係と健全な自己の形成を促します。 ・「共に子どもの成長の喜びを共有する」関係である保護者との十分なコミュニケーションに努めるとともに、子どもの福祉を第一優先に考え、様々な機会を活用して保護者への支援を行います。 ・地域の実情に即した子育て拠点として、地域の様々な社会資源との連携を深め、協働して保護者への子育て支援を行います。 保育目標 ・健やかな体と思いやる心を持つ子ども ・のびのびと自己表現できる子ども ・目標に向かって、自ら考え行動できる子ども

保育方針

- ✓ 保護者との十分な連携のもと、家庭と保育園の 24 時間の生活リズムを重視して子どもの日々の体調に合った保育を行います。
- ✓ 初めて保護者から離れる子どもが馴染みやすく、また、保育者との信頼関係が早く築けるように、ゆったりとした家庭的な空間、環境の中で保育を行います。
- ✓ 褒める保育を行います。子どもは、褒められることで自己肯定感を形成できます。全保育者でいっぱい褒めて、自信に満ちたお子様の笑顔を目指します。
- ✓ お子様の興味・関心にとことん付き合い「待つ」保育をします。お子様が満足いくまで寄り添い、共感し、ともに探求する時間を大切にします。
- ✓ 腕の中での 1 対 1 の絵本の読み聞かせの時間を大切にします。この時期は、耳元での肉声の読み聞かせが大切です。その子が読みたい本を何度でも読み、知的好奇心とスキンシップの双方を十分に満たします。
- ✓ 園庭、近隣公園での日々の屋外活動を通して、健康な体づくりに取り組み、また、自然の中での発見や不思議さを体験して、豊かな感性を育てる保育をします。
- ✓ 食育を保育の重要なテーマと捉え、子どもが楽しい雰囲気の中で、給食をおいしく食べる時間を大切にします。
- ✓ 子どもの健全な発達をサポートする取り組みとして、例えば科学的根拠に基づき脳の発達を促す久保田式育児法、外国人講師による英会話を保育カリキュラムに取り入れます。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	786 m ²		
	園庭	155 m ²		
建物	構造	木造		
	延べ面積	165 m ²		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	2室
	ほふく室	1室	遊戯室	室
	調理室	1室	補助便座付き トイレ	1室
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房			
その他	木浴室、洗面所、砂場			

5. 職員体制 令和7年4月1日予定

	職務の内容		常勤	非常勤
施設管理者	園運営全体を監督・推進		1人	人
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督		1人	
保育士			2人	7人
調理員	栄養士		人	1人

*当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時30分から午後6時30分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

* 警報発令時の対応について

警報が出ている間は、自宅待機。

- ・朝6時30分の時点で解除⇒通常登園
- ・朝11時の時点で解除⇒13時から登園（昼食は済ませて来てください）

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後6時30分

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担（1時間200

円)が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 子どもの健全な発達をサポートするため、五感を使った保育者との1対1のふれあい「遊び」を取り入れ、保育者と十分な情緒的にかかわりを持てるようにします。
そのための一つの手法として、日本に伝承されてきた「遊び」を活用する育児法（久保田メソッド子育て法）を、インストラクター資格者（保育士）指導の下、毎週、保育に取り入れます。
- ③ 毎週、英会話教室を外人講師が行います。
- ④ 一時預かりは、9:00～15:00の間対応します（時間500円）

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
自園調理
- ② 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
- ③ アレルギー対応状況
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
除去食及び代替食に対応しています。
- ④ その他衛生管理等
日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
当園に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
保育料の納入は口座振込をご利用ください。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）
①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。

11. 利用の開始について

当園では、袋井市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が3歳児となり、連携施設等へ入園したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	医療法人社団泉仁会 三木小児科医院
医院長名又は医師名	三木 純
所在地	静岡県袋井市泉町1-7-5
電話番号	0538-43-3797

② 歯科

医療機関の名称	ほりこし歯科
医院長名又は医師名	堀江 邦夫
所在地	静岡県袋井市堀越一丁目3-16
電話番号	0538-44-0164

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、危機管理マニュアルにより対応します。		
避難訓練	地震、火災、不審者を想定した避難訓練を、順番に月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	ガス漏れ報知器	
避難場所	袋井市立若草こども園（袋井市堀越766-1）		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施します。

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	施設賠償責任保険・普通傷害保険
保険金額	身体障害 1名 2億円・1事故 2億円

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付

18. 1 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	保育士全員
受付責任者	原 はま美（園長）
利用時間	午前9時～午後5時
連絡先	電話 0538-86-6020
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護を徹底します。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時、又は新年度備品購入に係る費用	連絡帳等、園共通の文具、備品の購入実費負担	年額 12,000 円程度
園行事の実費	園行事での交通費、食費等の一部実費負担	年額 5,000 円程度

* 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

2. 延長保育に係る利用者負担

1 時間 200 円

3. 一時預かりに係る利用者負担

1 時間 500 円、給食 300 円、おやつ 1 回 100 円